

労働・雇用に関する悩みや疑問はありませんか？

山梨県労働委員会委員による

労働相談会

無料
秘密厳守

一人で悩まず、
あきらめないで！

退職、賃金、人間関係
などによるトラブル
労働者・使用者（会社）
どちらでも相談できます！



① 令和7年10月18日(土) 10:00～13:00

事前予約制

【1相談最大1時間】

山梨県立図書館 交流ルーム103・201
(甲府市北口2-8-1)

② 令和7年10月19日(日) 10:00～12:00

事前予約制

【1相談最大1時間】

富士吉田市民会館 市民ギャラリー3
(富士吉田市緑ヶ丘2-5-23)

10月10日(金)17時までに電話またはHPからご予約をお願いします

相談員

労働委員会委員（弁護士、労働組合役員、会社役員など）

相談内容

解雇、賃金未払い、退職金、ハラスメント、
雇止めなどの労使間トラブル



相談員



山梨県労働委員会事務局

ご予約・お問合せはこちら

TEL

055-223-1827

(平日 8:30～17:00)

URL

<https://www.pref.yamanashi.jp/roudou-iin/consultation-event.html>

労働委員会とは

労働トラブルを解決するための行政機関です。

こんな労働相談をお受けしています

(労働者からの相談例)

- ・業績悪化により自宅待機を命じられましたが、その際、有給休暇を取得するように言われました。
- ・ハラスメント相談をしても、会社が対応してくれません。

(会社からの相談例)

- ・業務の減少に伴い事業規模を縮小するので、雇用を見直したいのですが。

➡ 情報提供・助言・関係機関の紹介をおこないます。

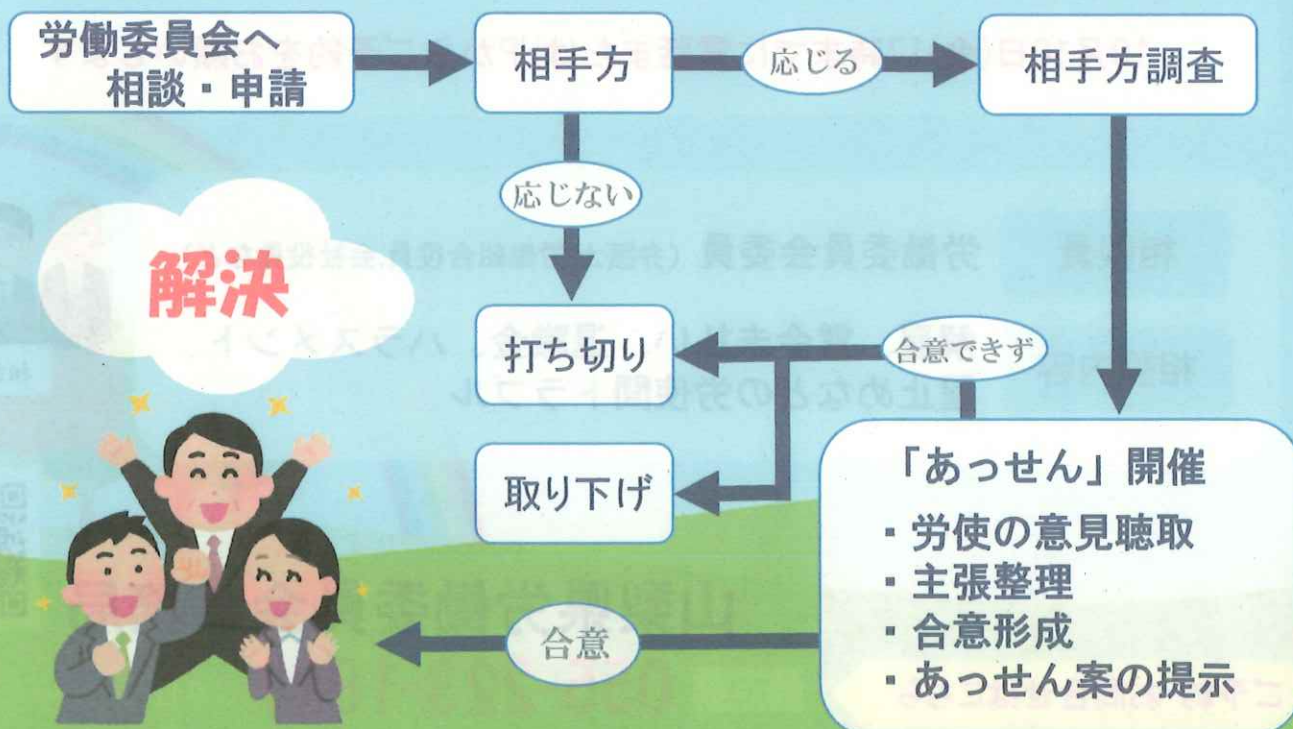
自主交渉で解決しなければ...

「あっせん」を受けられます

「あっせん」とは、3名の委員が労使の主張をうかがって、話し合いによる解決を援助する手続きです。

- ・労働者、使用者（会社）どちらでも申請できます。
- ・内容は非公表で、手続きは無料です。
- ・相手側と対面しないように手続きすることもできます。

「あっせん」のながれ



職場の労働問題でお困りの方へ

労働・雇用のトラブル

一人で悩まず、

あきらめないで。

賃金

・
解雇

ハラスメント



有給休暇

労働・雇用問題全般についてのご相談

- 会社から突然解雇予告を受けた
- 時間外勤務手当の未払い
- パワハラ、セクハラなどのハラスメント

- 賃金カット
- 有給休暇のことを知りたい

※事業主の方もご利用いただけます

「あっせん」制度のご案内

労働者と事業主の話し合いによる労働・雇用のトラブルの解決援助制度です。
労使関係に精通し、経験豊かな弁護士等の労働委員があっせん員となって間に入り、
トラブル解決を援助します。

TEL 055-223-1827

相談はこちら

(平日8:30~17:00)

山梨県労働委員会

甲府市丸の内1-6-1 県庁北別館3階

<https://www.pref.yamanashi.jp/roudou-iin/toppage.html>



その他の相談窓口

山梨県中小企業労働相談所

TEL 055-223-1471

県民生活センター内 甲府市飯田1-1-20 山梨県JA会館5階

TEL 0554-45-5038

県民生活センター地方相談室内 都留市田原2-13-43 南都留合同庁舎1階

山梨労働局総合労働相談コーナー

TEL 055-225-2851

山梨労働局雇用環境・均等室内 甲府市丸の内1-1-11

TEL 055-224-5620

甲府労働基準監督署内 甲府市下飯田2-5-51

TEL 0554-43-2195

都留労働基準監督署内 都留市四日市場23-2

TEL 0556-22-3181

鯉沢労働基準監督署内 南巨摩郡富士川町鯉沢1760-1 富士川地方合同庁舎5階

法テラス山梨

TEL 0570-078326

甲府市中央1-12-37 イリックスビル1階

